

1. 改定の目的

平成28年3月に改定した現行の人権施策推進計画について、「部落差別解消推進法」などの人権に関係の深い法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)への社会の関心の高まりなどの社会状況の変化や、県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、改定時期を令和7年度末(2025年度末)から前倒しし、内容を見直す。

2. 改定の基本的な方針（案）

○計画の性格

・現計画の性格を維持する。

(「(1)人権施策基本方針を総合的・計画的に進めるための行動計画」、「(2)滋賀県基本構想をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画」、「(3)『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画」)

○計画の基本的な考え方

・現計画の考え方を踏まえ、「滋賀県基本構想(2019年度～2030年度)」や「滋賀県基本構想実施計画 第2期(2023年度～2026年度)」の方向性との整合を図る。

○計画の期間

・現計画と同様、10年間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて期間中の見直しを行う形とする。

○施策の方向性

①基本施策（「教育・啓発」、「相談支援体制の充実」）

→令和3年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果から見られた課題や、同結果に対する人権施策推進審議会からの意見等を踏まえ、より効果的な取組が推進できるよう、施策の方向性を示す。

②個別分野

・「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「外国人」等の既存分野

→各分野に関する法令等の施行・改正等の状況や、社会情勢の変化から見られる課題等を踏まえ、それぞれの施策の方向性を示す。

※関係する個別計画等が策定されている分野については、当該計画(改定作業中の計画案を含む)の内容との整合を図る

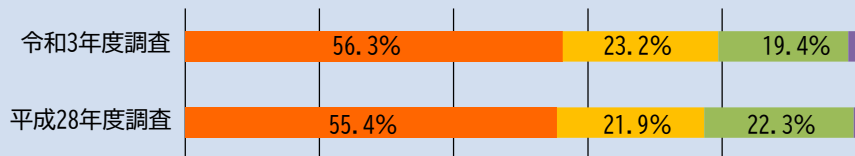
・「感染症」、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」、「インターネット上の人権侵害」等、社会状況の変化によって新たな取組の実施や、既存の取組の充実が必要と考えられる分野

→個別分野の新設または既存分野の組み替え・修正等を行い、具体的な施策の方向性を示す。

現状と課題

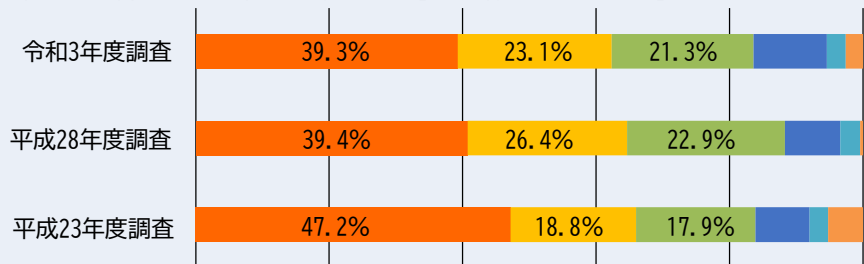
●「今の滋賀県は『人権が尊重される社会』になっていると思う」県民の割合が半数以上である一方、「思わない」県民も依然として一定割合存在する。

○今の滋賀県は、「人権が尊重される社会」になっていると思いますか。
（左から「そう思う※」・「そう思わない※」・「わからない」）※「どちらかといえば」を合算した割合



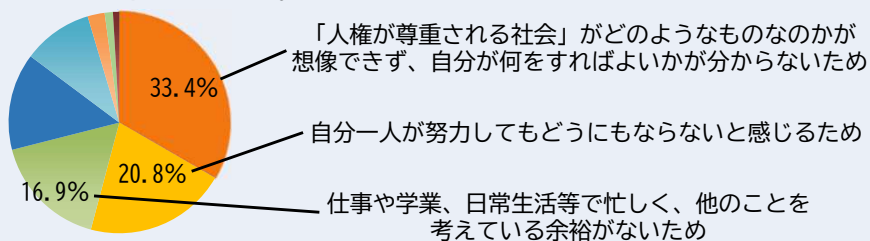
●「人権が尊重される社会」の実現に向けて「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な回答が約4割ある一方、「特に考えていない」や「なりゆきにまかせる」という消極的な回答も多い。

○「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたの思いに近いものを選んでください。
（左から「自分も実現に向けて努力したい」・「特に考えていない」・「なりゆきにまかせる」）



また、「人権が尊重される社会」の実現に向けて「なりゆきにまかせる」と回答した人にそう思う理由を尋ねたところ、「自分が何をすればよいか分からないため」、「自分一人が努力してもどうにもならないと感じるため」、「他のことを考えている余裕がないため」などの回答が多い。

○「人権が尊重される社会」の実現に向けて「なりゆきにまかせる」と答えた人に、なぜそのように思われますか。



取組の考え方

●「今の滋賀県が『人権が尊重される社会』になっている」と思わない人にも、「『人権が尊重される社会』になっている」と感じてもらうことができるよう、人権教育・人権啓発、相談支援体制の充実等の基本施策のさらなる推進を図る。

●「子ども」、「女性」、「障害者」等の各個別分野に関しても、「滋賀県人権施策推進本部」を中心として、それぞれの分野を所管する部署と連携しながら、関連施策の着実な推進に取り組む。

●「人権が尊重される社会」の実現に向けて消極的な人に対しては、そうした社会を実現することの大切さを認識・実感してもらうことができるよう、啓発等の充実・強化に取り組む。

●「自分が何をすればよいか分からない」や「自分一人が努力してもどうにもならないと感じる」等の理由により、「人権が尊重される社会」の実現に向けて消極的な人についても、「一人ひとりに何ができるか」ということを考え、実践してもらうことができるよう、啓発等の内容のさらなる工夫に取り組む。

<県の人権啓発活動等の実施例>

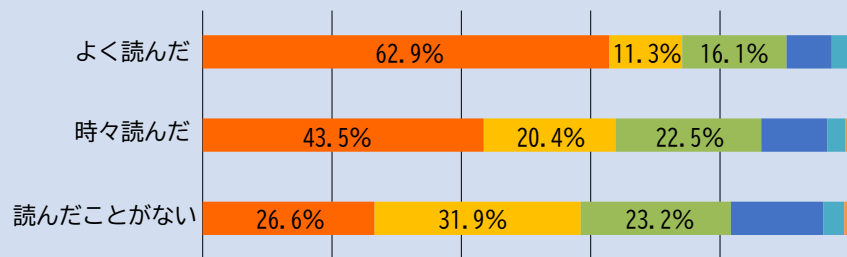
- ・県広報誌への啓発記事の掲載、人権啓発冊子の作成・配布、啓発ポスターの掲示、テレビスポット広告・ラジオ広告の放送、またインターネット広告の掲出等、様々な媒体・メディアを通じた啓発の実施
- ・「じんけんフェスタ」、「人権ふれあい啓発」等の啓発イベントの開催
- ・プロスポーツチームとの連携によるスポーツ人権教室、県内大学に出向いての人権啓発講義等、企業・学校等との連携・協力による若年層を意識した啓発活動の実施等



現状と課題

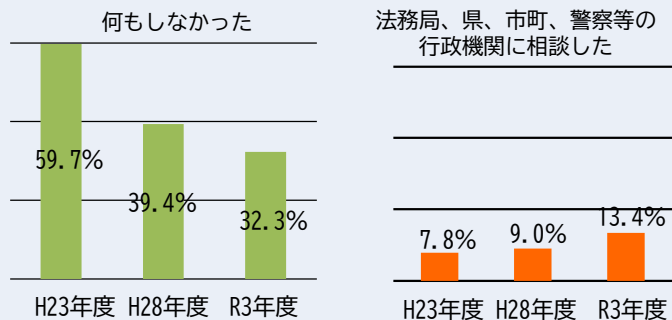
●啓発活動への接触状況と人権についての考え方の関係性を確認したところ、啓発活動への接触状況が高い人ほど、「人権が尊重される社会」の実現に向けて積極的な傾向が見られる。

○啓発活動への接触状況（広報誌）×人権が尊重される社会の実現に向けての考え方
（左から「自分も実現に向けて努力したい」・「特に考えていない」・「なりゆきにまかせる」）



●「人権侵害を受けたことがあるか」という質問に「ある」という人にその時の対応を尋ねたところ、「何もしなかった」という回答が前回（H28）・前々回（H23）調査よりも減少した一方、「行政機関に相談した」という人の割合が増加している。

○差別や人権侵害を受けた時の対応 ※複数回答可の質問の一部の結果を抜粋



令和3年度県民意識調査の結果に対する人権施策推進審議会からの意見（抜粋）

●年代別の意識の状況を見ると、特定の年代（30代・50代等）に特に消極的な意識の傾向が見られることがあるため、こうした傾向の解消のため、年代による意識の違いを踏まえた啓発を行うことが必要ではないか。

●10代～20代の若年層は全体的に積極的・前向きな意識を持っていることが伺える一方、30代以上になると消極的な意識に転じる傾向が見られるため、子どもや若者が将来にわたって積極的な意識を持ち続けられるようにする必要はないか。

取組の考え方

●より多くの人に啓発活動に触れてもらうことができるよう、引き続き様々な啓発媒体の活用を図るとともに、啓発イベントの開催方法の見直し・工夫等に取り組む。

＜啓発イベント等の開催例＞

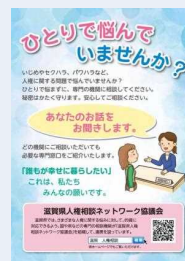
・令和元年度までは講演会等を中心に年1回開催していた「じんけんフェスタ」について、大型商業施設等への出張方式で複数回開催する「じんけんミニフェスタ」に見直し、参加者数の増加を実現した。



●人権侵害を受けたときに「何もしなかった」人は年々減少している一方、依然として少なくない状況となっていることから、引き続き相談機関の周知に努めるとともに、県内の相談機関相互の連携強化や、相談員の資質向上等の取組を推進する。

＜相談支援体制充実等の取組例＞

・相談窓口案内リーフレットの作成・配布、社会状況の変化を踏まえた新たな相談窓口の設置、相談員のスキルアップのための研修会の開催等



●個別の人権分野によっては、特に年代による意識のギャップが見られることに加え、啓発媒体への接触状況にも違いが見受けられることから、年代間のギャップを意識した啓発のアプローチ手法を検討することが必要ではないか。

●人権啓発全般に関して、「正しい知識があれば、差別や偏見を防止することができる」ということを前提とした啓発が、実際の行動変容に結びついていないという課題があると考えられることから、啓発によって得られた知識が行動変容につながっていくような啓発手法を模索することが必要ではないか。

第1章 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定、また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

現在の計画は策定(改定)から7年目を迎えており、その間、部落差別解消推進法等の関係法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)への社会の関心の高まりなど、人権をめぐる様々な課題や状況に変化が見られる。

こうした人権をめぐる社会情勢の変化や、令和3年度(2021年度)に実施した県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、改定時期を令和7年度末(2025年度末)から前倒しし、計画の内容を見直す。

2 計画の性格

- (1) 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

3 計画の期間

10年間 ※必要に応じて期間中の見直しを行う
(改定版計画の策定(公表)時期は令和6年7月頃を予定)

4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況を報告し、公表する。

第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

- ・命を大切に、安心して暮らせる社会
- ・一人ひとりが輝く社会
- ・多様性を認め合う共生社会
- ・ともに支え合う協働社会



第3章 人権施策の推進

- ・あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進する
- ・人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

I 基本施策の推進

- (1) 人権意識の高揚－教育・啓発
 - ① 人権教育・啓発の基本的な考え方
 - ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
 - ・一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
 - ・様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
 - ・自発的な学習のための環境づくり

- (2) 人権教育
 - ① 家庭教育
 - ・推進体制の充実
 - ・人権学習の具体的展開
 - ・より豊かな実践の展開
 - ② 社会教育
 - ・学習環境づくり
 - ・人権教育の具体化

- (3) 人権啓発
 - ① 県民に対する人権啓発
 - ・多様な啓発媒体の効果的な活用
 - ・共感を生む教材の作成
 - ・自主的な学習の支援と県民参加の促進
 - ・人権啓発の実施主体との連携
 - ・具体的な行動変容につながる啓発の推進
 - ・対象者の年代を意識したより効果的な啓発の実施
 - ② 事業者に対する人権啓発
 - ・人権が尊重される明るい職場づくりの推進
 - ・公正な採用選考システムの確立
 - ・「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進
 - ・関係機関等との連携

- 2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実
 - ・総合的な相談窓口の設置・運営
 - ・専門的な相談窓口の充実
 - ・相談機関の連携
 - ・相談窓口の周知
 - ・相談員等の資質向上と体制強化

II 重要課題への対応

- ・人権施策推進方針や本計画の趣旨を踏まえ、関係機関の連携のもとに施策の推進を図る
- ・関係する個別法令等に基づく個別計画が策定されている課題については、各計画に基づき着実な推進を図る

現行

1 対象者別

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 患者
- 8 犯罪被害者等
- 9 その他
 1. ホームレス
 2. 刑を終えた人・保護観察中の人等
 3. 性同一性障害者・同性愛者等
 4. アイヌの人々
 5. 拉致被害者等

2 その他

1. 個人情報の保護
2. インターネットによる人権侵害
3. ヘイトスピーチ
4. 災害発生時の人権問題



改定後(案)

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 部落差別(同和問題)
- 6 外国人
- 7 患者
- 8 感染症
- 9 犯罪被害者等

10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ 11 インターネット上の人権侵害

12 さまざまな人権課題

(1) 個人情報の保護 (2) ヘイトスピーチ (3) 災害発生時の人権問題

(4) ハラスメント (5) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)

(6) ホームレス (7) 刑を終えた人・保護観察中の人等 (8) アイヌの人々

(9) 拉致被害者等

※上記以外のさまざまな人権に関する問題(例:自殺問題、ひきこもり、孤独・孤立等)についても、必要に応じて記載(例示)することを検討する

第4章 推進体制

1. 庁内における推進体制
2. 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修
公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
3. 国、市町、企業、民間団体等との連携